

北区男女共同参画行動計画  
第4次アゼリアプラン

事業実績報告書

【平成24年度】

平成25年11月

東京都北区子ども家庭部男女共同参画推進課

# 目次

## 第1章

1. 第4次北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）の概要.....	2
2. 計画の性格 .....	3
3. 計画の進捗評価 .....	3
4. 計画がめざす目標 .....	3
5. 計画の体系 .....	4
6. 平成24年度における重点取組 .....	6
7. 評価の進め方.....	7

## 第2章

1. アゼリアプラン進捗状況報告.....	12
2. 課題ごとの数値目標一覧.....	19
3. アゼリアプラン事業実績一覧.....	20
4. 男女共同参画配慮度チェック.....	29

## 第3章

1. 平成24年度北区男女共参画推進に関する苦情の申出状況.....	38
------------------------------------	----

### ■参考資料

• 北区男女共同参画審議会による平成24年度アゼリアプラン進捗評価 .....	40
• 目標別総合評価推移 .....	42
• 平成25年度における重点取組 .....	43
• 北区男女共同参画条例 .....	44

# 第 1 章

1. 第4次北区男女共同参画行動計画の概要
2. 計画の性格
3. 計画の進捗評価
4. 計画がめざす目標
5. 計画の体系
6. 平成24年度における重点取組
7. 評価の進め方

## 1. 第4次北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）の概要

北区では、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」をめざし、施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）を策定してきました。

そして、平成18年6月に「北区男女共同参画条例」を制定し、7つの基本理念を掲げ、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向けての基盤整備を行いました。また、平成21年度に第4次アゼリアプラン（平成22年度～平成26年度）を策定しました。

平成22年度分より、より実効性を高めるための計画の評価システムを導入し、現在、その推進に取り組んでいるところです。

### （7つの基本理念）

- 1 すべての区民は人権が尊重され、性別による差別を受けず、個性と能力が発揮できる機会が確保されること。
- 2 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度・慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 3 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策・方針の立案・決定に参画できる機会が確保されること。
- 4 あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 5 すべての区民が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と社会的活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- 6 すべての区民が互いの性を理解し、意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- 7 地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に男女共同参画が推進されること。

## 2. 計画の性格

- (1) この計画は、平成15年度から平成21年度までに取り組んだ男女共同参画社会をめざす行動計画「北区アゼリアプラン」に続く、第4次の行動計画です。
- (2) この計画は、北区男女共同参画条例第10条に定める行動計画です。
- (3) この計画は、北区男女共同参画審議会の提言を尊重し、策定したものです。
- (4) この計画は、男女共同参画社会基本法に規定する市町村男女共同参画計画として位置づけられます。

## 3. 計画の進捗評価

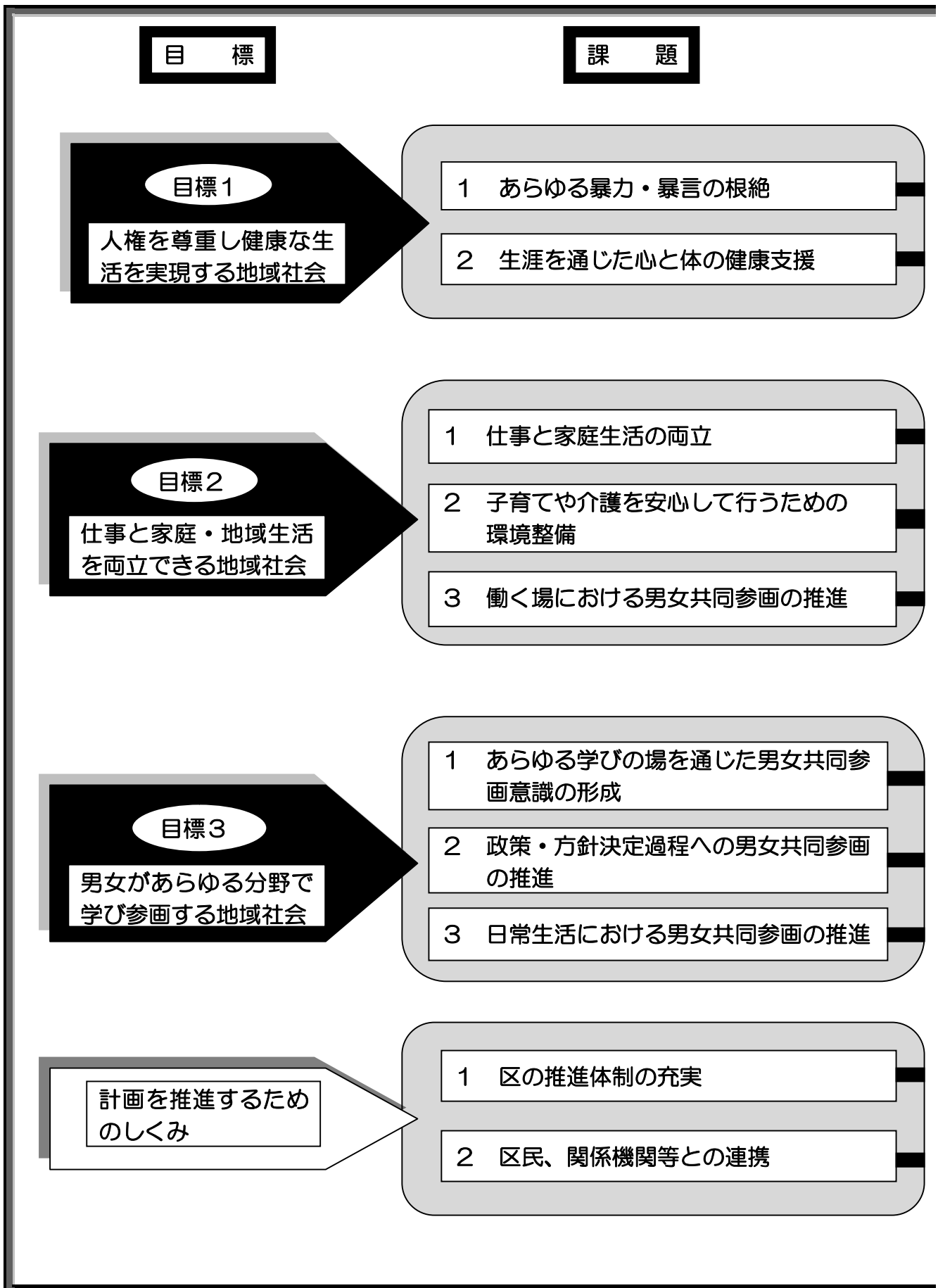
この計画は、毎年、男女共同参画推進課が計画の進捗状況を確認し、「北区男女共同参画審議会」において、進捗状況の評価を行います。

## 4. 計画がめざす目標

計画では、条例の基本理念に基づき、地域社会の姿の目標として3つの目標を掲げ、その実現をめざします。

- (1) 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会  
男女がともに個性と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会。
- (2) 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会  
男女がともにライフステージに応じて働き方を選択し、仕事と家庭や地域生活をバランス良く両立できる地域社会。
- (3) 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会  
男女が自らの意志によって、社会のあらゆる分野で学び参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会。

## 5. 計画の体系



## 施策の方向

■DVの防止 ■相談体制の整備と自立支援 ■児童虐待・高齢者虐待の防止 ■セクハラ・パワハラ防止 ■メディアによる人権侵害の防止

■妊娠・出産期における支援 ■健康づくりへの支援  
■健康に安心して生活するための支援

■企業への働きかけと支援 ■男女がともに担う家庭生活  
■いつでもどこでも情報を得られる環境

■子育て支援の充実 ■多様な保育サービスの提供  
■介護をサポートするしくみづくり

■女性の就労支援 ■女性の起業支援 ■ポジティブアクションの推進

■育ちの場における男女共同参画意識の形成 ■家庭における男女共同参画意識の形成 ■地域における男女共同参画意識の形成

■政策・方針決定の場への参画促進  
■管理・監督者への登用と職域の拡大

■身近な生活場面における男女共同参画 ■男女がともに自立し生活するための支援 ■多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大

■職員の意識啓発 ■計画の進捗管理 ■拠点施設の機能強化

■区民・関係機関等との連携

## 6. 平成24年度における重点取組

### 目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

課 題		取組み	内 容
1	あらゆる暴力・暴言の根絶	メディアの持つ特性の理解促進	インターネットなどの使用能力とメディアの差別的な表現等の読取能力の向上
2	生涯を通じた心と体の健康支援	情報提供と男性の理解促進	妊産婦の不安解消のための情報提供と講座等による父親の育児参加の促進

### 目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

課 題		取組み	内 容
1	仕事と家庭生活の両立	男性の子育て・家事参加支援	男性の子育て、家事の知識や技術取得のための講座開催
2	子育てや介護を安心して行なうための環境整備	保育サービスの充実	保育サービスの定員数の拡大
3	働く場における男女共同参画の推進	再就職のための支援	職業経験・年代別による講座開催

### 目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

課 題		取組み	内 容
1	あらゆる学びの場を通じた男女共同参画意識の形成	町会自治会など地域団体への啓発	町会・自治会等地区団体への意識啓発のための出前講座等の活用
2	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	女性の視点を取り入れた計画の策定	地域防災計画策定における女性の視点の反映
3	日常生活における男女共同参画の推進	男女の生活自立の促進	男女の生活自立のための必要な知識等修得のための講座開催

### 計画を推進するためのしくみ

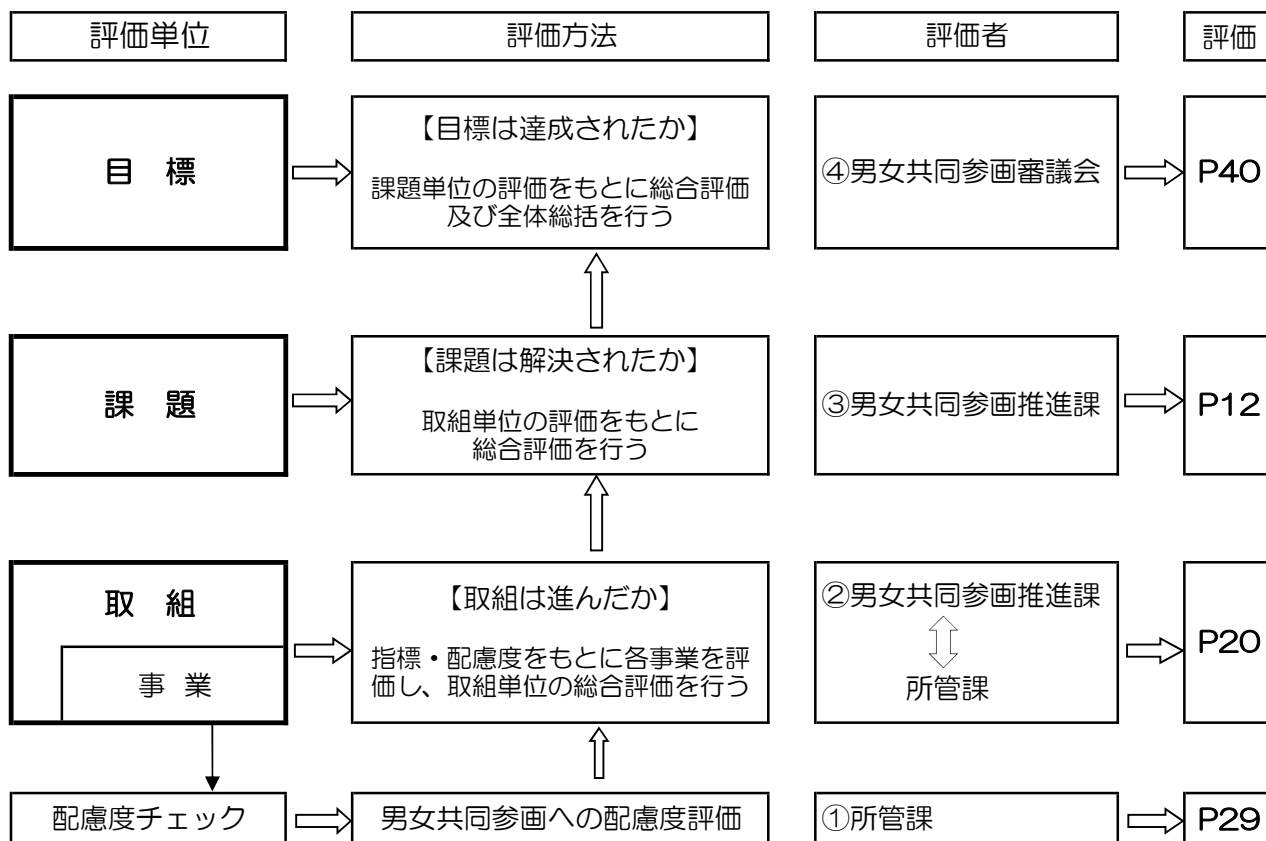
課 題		取組み	内 容
1	区の推進体制の充実	幅広い区民参加の促進	区民参加を促進するための講座・講演等の開催
2	区民・関係機関等との連携	区民との協働事業の推進	多様な主体との連携協働による事業の推進



## 7. 評価の進め方

### (1) 評価の流れ

評価は、取組・課題・目標の各段階において、所管課・男女共同参画推進課・男女共同参画審議会が実施しました。（下表のとおり）



- ① 所管課では、アゼリアプランに定める取組の中から、男女共同参画の浸透状況を測るのに適した事業について、チェックリストを使用して、配慮度による評価を行いました。
- ② 男女共同参画推進課では、各取組について各課に調査票の作成を依頼し、男女共同参画の視点から評価を行います。評価結果は各課にフィードバックし、必要に応じヒアリング等を実施し、調整を行いました。
- ③ 男女共同参画推進課では、取組単位評価を総合して、各課題単位の評価を行い、男女共同参画審議会に報告しました。
- ④ 男女共同参画審議会は、課題単位の評価をもとに、目標単位での評価及び全体の進捗状況の総合評価を行い、結果を男女共同参画推進本部に報告しました。

## (2) 評価方法及び基準

区の実施した事業について、男女共同参画の視点から見た進捗状況に対して評価を行うものです。評価は取組に対応する各事業ごとに行い、取組単位の評価を決定する上での材料とします。

- ①各課の事業についての評価は1表、男女共同参画推進課単独事業についての評価は2表を使用します。
- ②取組に対応する事業についてあてはまる状況をチェックし、その点数を集計し、評価段階を決定します。

**評価方法** ①A～Cの配点＝ A（十分等）25点、B（要工夫等）13点、C（不十分等）0点

②各評価項目の配点の合計により、評価段階が決まります。

（評価項目が4項目の場合） 81～100点＝A 51～80点＝B 0～50点＝C

（評価項目が3項目の場合） 61～75点＝A 38～60点＝B 0～37点＝C

【1表：各課の事業についての評価】

評価項目	A	B	C
需要に対するサービスの供給量	適切 <input type="checkbox"/>	やや不足 <input type="checkbox"/>	不足 <input type="checkbox"/>
区民への周知	十分 <input type="checkbox"/>	要工夫 <input type="checkbox"/>	不十分 <input type="checkbox"/>
関係機関・団体との連携	十分 <input type="checkbox"/>	要強化 <input type="checkbox"/>	不十分 <input type="checkbox"/>
男女共同参画の視点からの配慮	十分配慮 <input type="checkbox"/>	ある程度配慮 <input type="checkbox"/>	不十分 <input type="checkbox"/>
小計	点	点	点
合計			点



評価段階	評価内容
A	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげている。
B	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげているが、実施方法等によってはさらに効果をあげることが見込まれる。
C	男女共同参画の推進に直接的・間接的にある程度効果をあげているが、実施方法等を工夫し、さらに効果をあげることが求められる。
D	事業を行わなかった。
—	事業完了、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない。

【2表：男女共同参画推進課の事業についての評価】

評価項目	A	B	C
需要に対するサービスの供給量	適切 <input type="checkbox"/>	やや不足 <input type="checkbox"/>	不足 <input type="checkbox"/>
区民への周知	十分 <input type="checkbox"/>	要工夫 <input type="checkbox"/>	不十分 <input type="checkbox"/>
関係機関・団体との連携	十分 <input type="checkbox"/>	要強化 <input type="checkbox"/>	不十分 <input type="checkbox"/>
区民ニーズの把握	事業に反映 <input type="checkbox"/>	ニーズ把握のみ <input type="checkbox"/>	把握していない <input type="checkbox"/>
小計	点	点	点
合計			点



評価段階	評価内容
A	適切に実施されている。
B	実施されているが、更に充実が求められる。
C	実施されているが、十分でない。
D	事業を行わなかった。
—	事業完了、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない。

### <取組単位の評価方法>

区の実施した取組について、男女共同参画の視点から見た進捗状況に対して評価を行うものです。各事業の評価を総合して、取組単位の評価を決定します。

評価段階	評価内容
A	適切に実施されている
B	実施されているが、更に充実が求められる
C	実施されているが、十分でない
D	取組を行わなかった
—	評価不能

### <課題単位評価基準>

各課題単位の取組単位評価を総合し、課題解決の視点から評価を行うものです。評価は取組単位評価をもとに、平均ポイントにより判定します。ただし、取組の重要性等を加味して段階を変更することも可能とします。

【計算方法】 A=100ポイント、B=75ポイント、C=50ポイント、D=0ポイントとし、次の計算式により算出する。  
(各取組のポイント合計) ÷ (評価Aから評価Dまでの取組の数)

評点	評価	条件
A	課題解決に向けおおむね進捗している	85ポイント以上
B+	課題解決に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる	75ポイント以上
B-	課題解決に向け進捗しているが、一部にとどまっている	60ポイント以上
C	課題解決に向けた取り組みが不十分である	60ポイント未満

### <目標の評価方法>

男女共同参画審議会が、課題単位の評価及び重点取組等の内容について精査等を行うと共に、全体的な進捗状況を踏まえ、目標単位の総合評価を行います。



## 第 2 章

1. 平成24年度アゼリアプラン進捗状況報告
2. 課題ごとの数値目標一覧
3. アゼリアプラン事業実績一覧
4. 男女共同参画配慮度チェック

## 1. アゼリアプラン進捗状況報告

### 目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

男女がともに個人と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会をめざします。

#### 【課題1 あらゆる暴力・暴言の根絶】

##### ●課題単位評価 B+：「課題解決に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる」

DV 被害者支援については、「こころと生き方・DV相談」事業による相談を行うとともに、具体的な対策が必要な場合は、各関係機関と連携により対応した。

また、区関係課及び管内三警察署との情報交換を定期的に行うことで、より円滑な被害者支援につながった。

23年度に新設した「DV被害者同行支援事業」の支援を行った。

DV防止のメッセージや北区パープルリボンシンボルマークを使ったDV防止カードなどを配布し、DV防止のPR強化に努めた。

メディアの持つ特性の理解や表現を読み解く力を養成するための講座を実施した。

##### ●重点取組 10 メディアの持つ特性の理解促進

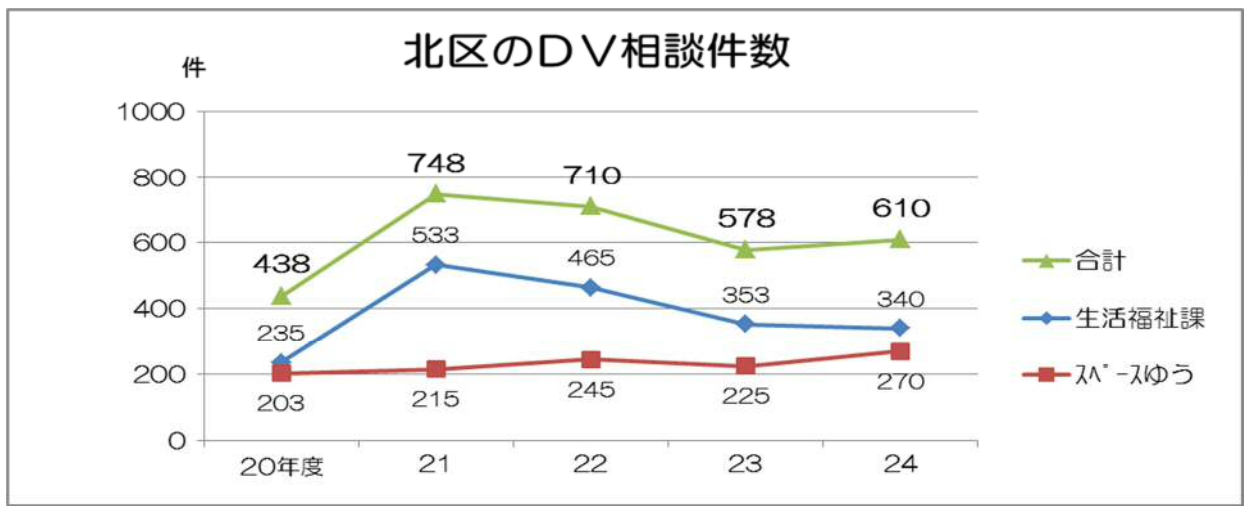
取組単位評価 A：「適切に実施されている」

- メディアの持つ特性の理解促進を進めるため、「賢いメディアとのつきあい方」をテーマとして、一般向けに連続講座を実施した。

日々大量に流される情報の中、安全かつ適切に情報を取捨選択していく力を身につけることの重要性を周知することができた。

##### ●今後の課題

- DV防止の啓発については、引き続き講座等による継続的な取り組みが必要である。また、若年層のデートDVについては、高校生を対象に学校単位での「出前講座」の形式が成果をあげており、今後さらに学校側の協力を得て、継続していく。
- 相談体制の充実を図るため、区関係部局との連携はもとより、管内警察署との連携も引き続き強化し、円滑な被害者支援を行っていく。
- セクハラ・パワハラの防止については、一般区民だけではなく、企業・経営者などに対する周知方法を検討する必要がある。
- メディアによる人権侵害の防止については、まずはメディアの持つ特性を理解し、対象世代等をふまえ、その対処方法や心構えについて今後も引き続き啓発していく必要がある。
- 今まで着手できていない、加害者対策研究及び配偶者暴力防止計画の策定検討については、他の自治体の取組状況などを把握・調査しながら進めていく。



## 【課題2 生涯を通じた心と体の健康支援】

### ●課題単位評価 A：「課題解決に向けおおむね進捗している」

生涯を通じた心と体の健康づくりの支援体制は、おおむね継続的に実施されている。妊娠・出産時期においては、健診や保健相談などその状態に応じたサービスが行われ、合わせて、男性（パパ）への情報提供の場も多く設定されている。

健康づくりへの支援については、子宮がん検診などの区民健診の受診勧奨を行い、また、健康で安心して生活するための支援として、産婦人科医を講師に迎え、女性特有の疾病や妊娠に伴うさまざまな情報を提供する講座を実施して、充実を図った。

### ●重点取組 12 情報提供と男性の理解促進

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

- ・妊娠出産期における支援としての情報提供や男性へのアプローチとして、男性（パパ）が主役となる「パパになるための半日コース」（土日実施）、また各地域別に実施している「ママパパ学級」など、年間で2千人を超える夫婦が参加している。

### ●今後の課題

- ・区民健診の受診率アップのために、さらに区民への周知方法に工夫を行う必要がある。
- ・健康づくり推進店については、今後、具体的な関係機関・団体との連携を検討する必要がある。

### ●平成24年度 国の動向●

- ・内閣府では、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」を平成24年5月に公表し、地方公共団体に配布した。
- ・法務省の人権擁護機関では、平成24年度においては、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、全国一斉「女性の人権ホットライン強化週間」を設けた。
- ・総務省では、青少年のインターネット・リテラシーを可視化するため、「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標」を取りまとめ、24年9月に公表した。
- ・文部科学省では、携帯電話等のインターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等へ周知するため、ケータイモラルキャラバン隊を結成、シンポジウムを開催した。
- ・厚生労働省では、今後10年間の国民健康づくり運動推進のため、「健康日本21（第二次）」を24年7月に告示した。

## 目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

男女がともにライフステージに応じて働き方を選択し、仕事と家庭や地域生活をバランス良く両立できる地域社会をめざします。

### 【課題1 仕事と家庭の両立】

#### ●課題単位評価 B-：「課題解決に向け進捗しているが、一部にとどまっている」

ワーク・ライフ・バランスについては、区内産業団体の協力を得て応募チラシの配布や「ゆうレポート」等に記事を掲載した。仕事と生活の両立推進企業として3社を認定し、認定企業情報を区報等でPRを行った。また、男性の子育て・家事への参加支援として、男性対象の子育て・家事の「イクメン講座」を引き続き実施した。

情報提供の環境整備は、施設のスペースの確保等の問題もあり実施できなかった。

#### ●重点取組 22 男性の子育て・家事参加支援

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

「イクメン講演会」と「イクメン講座（2歳児以下と3歳児以上の親子の2グループ）」を実施した。イクメン講座では、「遊び」「工作」「料理」の3分野を設定し、親子一緒に作業や調理等を行い、父親の育児・家事への参加促進の支援とともに親子の交流を図った。参加人数は「イクメン講演会」54名、「イクメン講座」は述べ118名。

#### ●今後の課題

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進については、区の認定制度のみでなく、東京都のワーク・ライフ・バランス制度等の活用も含め、区内企業への情報提供並びにワーク・ライフ・バランスについての企業の理解及び取り組みの推進を促すため、効果的な啓発活動等を検討する必要がある。

### 【課題2 子育てや介護を安心して行うための環境整備】

#### ●課題単位評価 A：「課題解決に向けおおむね進捗している」

子育て家庭支援については、子ども家庭在宅サービス事業、ファミリーサポート事業等の推進を図った。また、児童館の運営について「今後の児童館のあり方に関する基本方針」を策定した。保育サービスは、認可保育園の新設等を行い、待機児童数の減少に努めた。職場復帰のための支援については、地域あんしんセンターの職員を対象にハローワーク王子の協力を得て、情報提供等を行った。

#### ●重点取組 30 保育サービスの充実

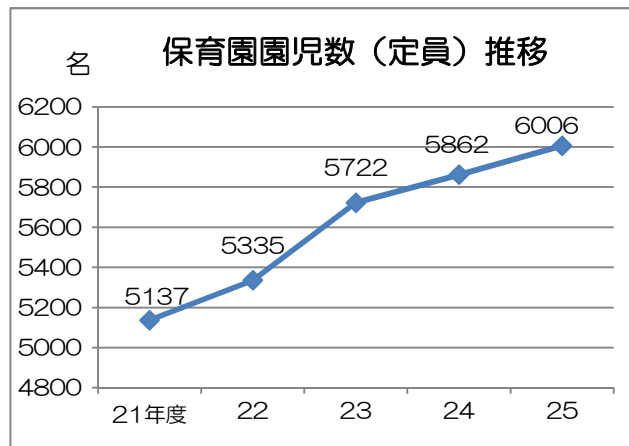
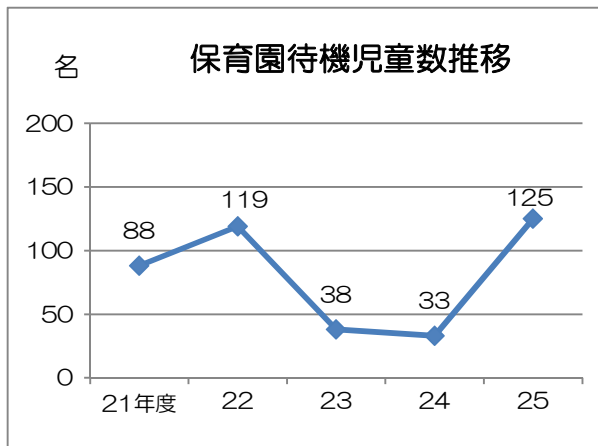
取組単位評価 A：「適切に実施されている」

待機児童解消のために認可保育園を2園新設したほか、認可定員の変更により定員増を図った。また、併せて認証保育所、家庭福祉員による保育を推進した。子育ての環境整備として、当初の数値目標を達成するなど適切に実施したが、保育需要の急増により、待機児童数は125名（平成25年4月1日現在）に増加した。今後、待機児童の早期解消に対応するとともに、需要増等に留意しながら、さらなる充実を図る必要がある。

#### ●今後の課題

「職場復帰のための支援」で、今後、介護者により効果的に情報提供する方法等について、ハローワークをはじめ関係機関と連携して、取り組んでいく必要がある。





保育課資料

### 【課題3 働く場における男女共同参画の推進】

#### ●課題単位評価 B-：「課題解決に向け進捗しているが、一部にとどまっている」

女性の就労支援については再就職支援講座を実施した。一方、起業支援に関しては起業家セミナー及び起業家融資制度で支援を行った。勤労者・企業に対する育児・介護休業制度の情報提供はできなかった。労働相談情報センターとの共催事業は隔年実施となったため、実施できなかった。

#### ●重点取組 36 再就職のための支援

##### 取組単位評価 A：「適切に実施されている」

再就職支援講座として、女性の再就職活動においてポイントとなる服装、表情等について、また、より明瞭な職務経歴書等の記入方法等の習得のため「女性のための再就職支援講座」を開催した。なお、講座終了後希望者には、ハローワーク王子で個別指導を行った。なお、産業振興課は現在、就職支援事業の対象を主に「若者向け」としており、女性を対象としたセミナーは休止した。

#### ●今後の課題

継続就労の支援の勤労者・企業に対する育児・介護休業制度等の情報提供について、区内産業団体等と協議・検討する必要がある。

#### ●平成 24 年度 国の動向●

- ・内閣府では、平成 24 年度から「仕事と生活の調和取組事例紹介事業」を開始し、働き方の改善に取り組むことでワーク・ライフ・バランスに成果を上げた好事例を「カエルの星」として認定、表彰した。
- ・政府においては、国家公務員から男性職員の育児休業の取得促進を率先して実施することとして、官民一体の目標（平成 27 年度までに 8%）よりも 1 年前倒しした目標を設定し、育児休業取得率の向上に努めている。
- ・厚生労働省では、待機児童解消の取組を加速するため、平成 24 年度補正予算により、保育士確保施策の拡充等、従来より一層踏み込んだ取組を推進している。
- ・経済産業省では、育児等で一度退職し再就職を希望する女性等に対し、中小企業・小規模事業者が実施する職場実習を支援する「中小企業新戦力発掘プロジェクト」を平成 24 年度補正予算において実施した。

## 目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会を目指します。

### 【課題1 あらゆる学びの場を通じた男女共同参画意識の形成】

#### ●課題単位評価 A：「課題解決に向けおおむね進捗している」

育ちの場における男女共同参画意識の形成は、若年層への働きかけとして職業キャリアンバン事業を積極的に推進した。また、小・中学校教職員への啓発は、初任教諭研修に組み込まれるなど、男女共同参画について考える機会が提供されている。家庭や地域における男女共同参画意識の啓発は、北区ニュースをはじめ、情報誌、講座及び図書館での特設展示等によって実施した。地域に関しては、出前講座を利用して、町会・自治会、都立高校等において啓発講座を実施した。

#### ●重点取組 47 町会自治会など地域団体への啓発

取組単位評価 B：「実施されているが、さらに充実が求められる」

町会並びに法人会及び都立の2高校において出前講座を実施した。高校に関しては、男女共同参画の解説を含めながら、主にデートDVについての講演を行った。

#### ●今後の課題

地域での啓発強化を図るため、今後さらに町会・自治会等との連携を深め、出前講座の一層の活用を図る必要がある。

### 【課題2 施策・方針決定過程への男女共同参画の推進】

#### ●課題単位評価 B-：「課題解決に向け進捗しているが、一部にとどまっている」

女性の視点を取り入れて「北区地域防災計画」の改定を行った。

地域団体における女性リーダーの登用については、その呼びかけや啓発、推進が進まなかった。区職員の採用・昇任については能力主義による任用が行われている。

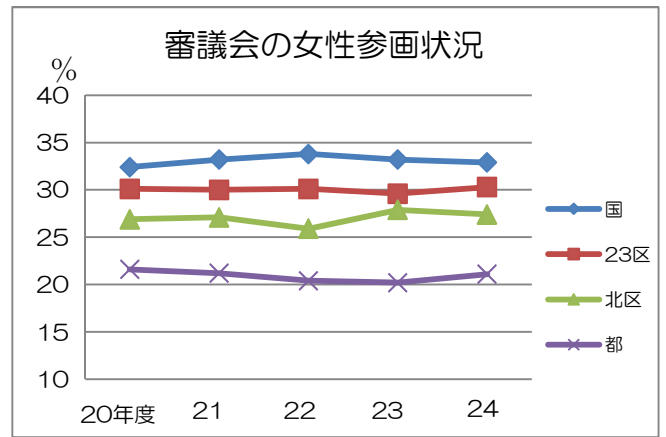
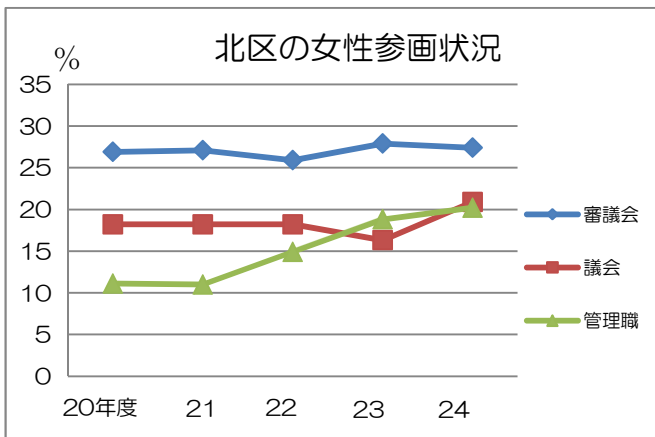
#### ●重点取組 50 女性の視点を取り入れた計画の策定

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

「北区地域防災計画」の改定においては、女性の視点に配慮し、避難所運営マニュアルの作成などに女性の意見を反映したものとした。また、「女性の視点で防災を考える」講座を開催し、講演とワークショップ（女性の視点から避難所生活を考える）を実施した。

#### ●今後の課題

- ・ 審議会等への女性委員登用については、引き続き、目標数値に近づくよう働きかけをする必要がある。
- ・ 社会で活躍する女性を紹介し、リーダーへの女性の登用についての意識啓発を行う必要がある。



### 【課題3 日常生活における男女共同参画の推進】

#### ●課題単位評価 C：「課題解決に向けた取り組みが不十分である」

男女共同参画に関するデータブックを作成した。中高年の男性を対象とした講座を開催した。登録団体や外国人を対象とした交流会はできなかった。

#### ●重点取組 56 男女の生活自立の促進

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

男女の生活自立促進として、中高年の男性を対象とした「ミドル男子のための魅力アップセミナー」講座を開催し、「服装」「聴き方・話し方」「プレゼンカ」など、ワークショップなどを交えて実施した。

なお、当該講座は、男女の地域活動への参加促進（団塊世代対象講座）支援を含むものである。

#### ●今後の課題

- ・区民にとって男女共同参画が、より身近なものに感じられるよう、情報提供方法等の工夫が必要である。
- ・外国人を対象とした交流事業について、交流や情報提供の新たな方法を考えていく。

#### ●平成24年度 国の動向●

- ・文部科学省では、学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参加することの重要性についての指導が充実するよう、新学習指導要領の一層の周知・徹底を図った。
- ・内閣府では、平成24年9月の「防災基本計画」の修正に際し、地域の復旧・復興の基本方向の決定に当たっては、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進することなどを盛り込んだ。
- ・復興庁では、被災自治体に際し、今後の復興計画の具体化等にあたって、男女共同参画の視点が十分反映されたものになるよう働きかけるなどの取組を行っている。
- ・内閣府では、固定的役割分担意識の実態や日常生活の意識・活動にもたらす影響等、男性に関する総合的な調査研究の報告書を公表した。

## 計画を推進するためのしくみ

### 【課題1 区の推進体制の充実】

#### ●課題単位評価 B+：「課題解決に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる」

区民への意識意向調査実施に先立ち、職員の男女共同参画に伴う意識アンケートを実施し、今後の区の施策検討の1つの参考資料として、職員をはじめ各関係課へ情報提供をした。職員研修として、男女共同参画の視点を担当事業に反映させていくことを目的として、「広報力アップ講座」を実施した。

男女共同参画センターを拠点として、各重点取り組みの事業を中心に展開するとともに、区ホームページ、情報誌での情報発信をした。

#### ●重点取組 64 幅広い区民参加の促進

取組単位評価 B：「実施されているが、さらに充実が求められる」

- ・男女共同参画週間事業や北区さんかく大学など主要事業をはじめ、平成24年度重点取組事業に焦点を合わせた内容の講座を企画、開催した。

また、地域に直接講師を派遣し、講座等を開催する「出前講座」を実施した。

#### ●今後の課題

- ・講座実施数は十分であったが、アンケートなどにより区民ニーズを十分に把握するとともに、各関係機関・団体と連携強化を図っていく必要がある。
- ・男女共同参画センターを区民活動の拠点施設として、自主グループの活動支援及び交流等の強化を図る必要がある。

### 【課題2 区民、関係機関等との連携】

#### ●課題単位評価 B-：「課題解決に向け進捗しているが、一部にとどまっている」

計画を推進するための区民、関係団体との連携では、男女共同参画週間事業での地域スタッフとの協力・連携、また区民団体等との協働によるパートナーシップ事業等を進めることができた。

また新たに、北区薬剤師会の協力により、区内薬局等の店頭にゆうレポート、センターのパンフレットや相談カードなどを配置して、身近な情報発信を行った。

#### ●重点取組 67 区民との協働事業の推進

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

地域スタッフとは、男女共同参画週間事業等の企画運営を協働で実施した。

また、パートナーシップ事業では、公募・選定した6つの区民団体等による企画運営事業に対し、区は会場提供や広報協力を行うなど連携・協働して実施した。

#### ●今後の課題

地域企業や地域団体との連携について、具体的な方策を研究していく必要がある。

#### ●平成24年度 国の動向●

- ・内閣府では、各地域の課題解決に向けた取組を支援する、地方公共団体、地域団体、女性関連団体等の求めに応じ、適切な指導・助言ができるアドバイザーを派遣している。
- ・文部科学省では、男女共同参画の視点をもち地域づくりに参画できる女性人材の育成を支援するための学習プログラムを収集、発信した。

## 2. 課題ごとの数値目標一覧

目標	課題	指標	現状値	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計画期間中の目標値
1	1	あらゆる暴力・暴言の根絶	過去2年間に配偶者等から暴力を受けた人のうち、警察・公共機関に相談した人の割合（男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成20年度 11.6%	—	—	—	調査	平成25年度 30%
	2	生涯を通じた心と体の健康支援	過去1年間に健康診断を受けた人の割合（男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成20年度 男性80.1% 女性71.5%	—	—	—	調査	平成25年度 男女とも 100%に近づける
2	1	仕事と家庭生活の両立	「とうきょう次世代サポート企業」に登録している北区の事業数	平成21年度 24社	30社	30社	<b>21社</b>		平成26年度 80社
	2	子育てや介護を安心して行うための環境整備	保育サービス（保育所、認証保育所、保育室、家庭福祉員）の定員数（北区保育計画）	平成21年 4月1日 5,128人	5,335人	5,722人	<b>5,862人</b>		平成26年 4月1日 5,793人
	3	働く場における男女共同参画の推進	子育て支援制度の利用促進に取り組んでいる企業（北区次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート）	平成20年度 取り組んでいる52.9%	—	—	—	調査	平成26年度 60%
3	1	あらゆる学びの場を通じた男女共同参画意識の形成	「男は仕事、女は家庭」と思わない人の割合（男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成20年度 49%	—	—	—	調査	平成25年度 60%
	2	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	審議会等の女性委員の割合	平成20年 4月1日 26.9%	25.9%	27.9%	<b>27.4%</b>		平成26年度 40%
	3	日常生活における男女共同参画の推進	男女共同参画条例、男女共同参画センターの認知度（男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成20年度 条例18.6% センター 15.4%	—	—	—	調査	平成25年度 条例60% センター60%

### 3. アゼリアプラン事業実績一覧

【各欄の見方】

第4次アゼリアプラン目標

目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

第4次アゼリアプラン課題

課題1 あらゆる暴力・暴言の根絶

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	平成24年度			所管課
					実績	評価	男女共同参画配慮度	
DVの防止	1	被害者・加害者を生まない意識づくり	1	DV防止区民啓発講座		A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			2	パンフレット・情報誌作成(DV防止啓発)		A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
	2	加害者対策の研究	3	東京都・NPO等との連携(DV加害者対策)		D	—	男女共同参画推進課

第4次アゼリアプラン施策の方向・取り組み・個別事業

平成24年度事業実績

- ①各取組の中から1～2事業を選定している
- ・年度ごとの重点取組に該当する事業
  - ・プランの数値目標達成に直接的に影響する事業
  - ・継続性が見込まれる事業
- ②上記以外の事業は斜線(/)としている

- 平成24年度事業単位の男女共同参画配慮度
- ・十分に配慮した
  - ・～配慮が不十分だった
  - ・……配慮度チェック未実施
  - ・/……配慮度チェック対象外

#### 〈事業単位の評価方法〉

【各課の事業についての評価】

評価段階	評価内容
A	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげている
B	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげているが、実施方法等によってはさらに効果をあげることが見込まれる
C	男女共同参画の推進に直接的・間接的にある程度効果をあげているが、実施方法等を工夫し、さらに効果をあげることが求められる
D	事業を行わなかった
—	事業完了、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない

【男女共同参画推進課の事業についての評価】

評価段階	評価内容
A	適切に実施されている
B	実施されているが、さらに充実が求められる
C	実施されているが、十分でない
D	事業を行わなかった
—	事業完了、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない

# 目標 1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

## 課題 1 あらゆる暴力・暴言の根絶

施策の方向	取組 No.	取り組み	事業 No.	事業名	平成24年度			所管課
					実績	評価	男女共同参画配慮度	
DVの防止	1	被害者・加害者を生まない意識づくり	1	DV防止区民啓発講座	DV防止啓発講座「女性に対する暴力をなくすために～ところを自由に」を開催。参加者女性39名。出前講座として「デートDVについて」を赤羽商業高校と王子総合高校にて開催。参加者404名	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			2	パンフレット・情報誌作成 (DV防止啓発)	北区パーフルリボンシンボルマークを入れたDV防止に関するパンフレット (DVカード) を発行。北とびあ等の女性用トイレに設置した。	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
	2	加害者対策の研究	3	東京都・NPO等との連携 (DV加害者対策)	未実施	D	—	男女共同参画推進課
相談体制の整備と自立支援	3	DVの相談の充実と自立支援	4	相談体制の充実と支援 (母子・婦人相談の実施)	母子・婦人相談の実施。相談者数1,393名	A	十分に配慮した	生活福祉課
			5	こころと生き方・DV相談 (女性相談・男性相談)	女性の抱えている問題や悩みについて専門家が相談を受け、問題解決に向けての助言・指導等を行った。相談者数626名	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			6	DV被害者同行支援	平成23年7月1日より、DV被害者の負担軽減と、手続きの円滑を図るため、同行支援事業を開始した。同行支援実績1件	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			7	グループミーティング	毎月2回専門相談員同席のもとグループミーティングを行った。	/	/	男女共同参画推進課
	4	緊急一時保護	8	母子緊急一時保護事業	一時保護件数19件、緊急一時保護ホテル宿泊費助成1件	A	十分に配慮した	生活福祉課
	5	関係機関の連携	9	配偶者からの暴力防止連絡協議会	1回開催。協議会委員15名 (男性11名・女性4名)	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			10	NPOとの連携 (外国籍被害者対応)	未実施	/	/	男女共同参画推進課
6	配偶者暴力防止計画の策定	11	配偶者暴力防止計画の策定検討 (配偶者暴力相談支援センター設置検討)	検討未実施	D	—	男女共同参画推進課	
児童虐待・高齢者虐待の防止	7	早期発見と関係機関の連携強化	12	高齢者虐待防止推進事業	13地域包括支援センターに寄せられた虐待相談件数2,063件	/	/	高齢福祉課
			13	児童虐待防止対策の推進	要保護児童対策地域協議会 4回開催 代表者会議構成員17名 (男性12名・女性5名)、実務者会議構成員19名 (男性10名・女性9名)	A	十分に配慮した	児童虐待対策担当課
	8	虐待を生まない環境づくり	14	高齢者虐待防止センター心の相談室	高齢者本人および家族等が抱える介護等に関する悩みに対し臨床心理士による専門相談、相談者数120名 (男性19名・女性101名)	A	十分に配慮した	高齢福祉課
			15	子どもの発達相談 (再掲)	29-70参照	/	/	子育て支援課
			16	子育て相談事業 (再掲)	29-71参照	/	/	子育て支援課
			17	職員に対する研修 (児童虐待・高齢者虐待防止)	高齢者虐待防止に関する研修参加者129名 (高齢福祉課) 児童虐待防止に関する研修参加者41名 (男性3名・女性38名)、学校職員40名 (男性13名・女性27名)、公立保育園32名 (男性2名・女性30名) (児童虐待対策担当課)	/	/	高齢福祉課 障害者福祉センター 子育て支援課 保育課 男女共同参画推進課
			18	情報誌・パンフレット・講座による啓発 (セクハラ・パワハラ防止)	情報誌「ゆうレポート」No.27で、パワーハラスメントを特集し、現状・対処法等を掲載	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
9	セクハラ・パワハラ	19	男女共同参画苦情解決委員会制度の周知	1回開催。委員会委員3名 (男性1名・女性2名)	/	/	男女共同参画推進課	
メディアによる人権侵害の防止	10	メディアの持つ特性の理解促進	20	講座・パンフレット・情報誌による啓発 (メディアリテラシー)	賢いメディアとのつきあい方～メディアリテラシーを養う～講座を開催。参加者37名 (男性9名・女性28名)	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			21	メディアリテラシーの育成	全中学校12校で、技術・家庭の授業等で学習、全小学校38校で総合的な学習の時間等で適宜指導、区内小・中学校の情報教育主任 (各校1名計50名) を対象に研修を実施	/	/	教育指導課
			22	ICT活用研修	ICT教材作成・活用研修参加者200名	/	/	教育指導課

【目標1】 課題2 生涯を通じた心と体の健康支援

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	平成24年度			所管課	
					実績	評価	男女共同参画配慮度		
妊娠・出産期における支援	11	妊産婦健診の充実	23	妊産婦健診事業	①妊婦健康診査受診者数 30,500名 ②里帰り出産妊婦健康診査等助成金578件 ③産婦健康診査受診者数2,430件④妊婦歯科健康診査受診者数468名	A	十分に配慮した	健康いきがい課	
	12	情報提供と男性の理解促進	24	妊産婦保健相談事業（パパになるための半日コース・ママパパ学級・マタニティクッキング）	①パパになるための半日コース・ママパパ学級参加者2,134名 ②新婚さん・マタニティクッキング参加者103名	A	十分に配慮した	健康いきがい課	
			25	子育て福袋の配布	母子健康手帳の交付時に、子育て支援情報や関係施設の案内冊子等が入った「子育て福袋」を配付する。また、必要に応じて転入者にも配布した。配付数3,579回	/	/	子育て支援課	
	13	出産後のケア	26	妊産婦保健相談事業（妊産婦訪問指導）	保健師および助産師が家庭を訪問し、各自の生活に沿った指導助言をしている。妊婦36名、産婦2,359名、赤ちゃん2,257名	A	十分に配慮した	健康いきがい課	
			27	子ども家庭在宅サービス事業（産前産後支援・育児支援ヘルパー）	産前産後又は育児中の体調不良のため家事又は育児が困難な家庭にヘルパーを派遣する。利用件数356件	/	/	児童虐待対策担当課	
	健康づくりへの支援	14	区民健診の受診促進	28	特定健康診査・特定保健指導	メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導の実施。受診者数29,505名（男性11,849名・女性17,656名）	A	十分に配慮した	国保年金課
29				健康増進健診・社保等被保険者特定健診レベルアップ	健康増進健診受診者1,972名（男性944名・女性1,028名）、社保等被保険者特定健診レベルアップ受診者1,978名（男性410名・女性1,568名）	/	/	健康いきがい課	
30				乳がん検診	乳がん検診・女性特有のがん検診受診者4,935名（女性のみ）	/	/	健康いきがい課	
31				子宮がん検診	子宮がん検診・女性特有のがん検診受診者6,487名（女性のみ）	A	十分に配慮した	健康いきがい課	
32				骨粗しょう症検診	骨粗しょう症検診受診者2,805名（女性のみ）	/	/	健康いきがい課	
15		健康増進のための支援	33	北区健康づくり応援団事業	健康づくりグループや北区さくら体操指導員、北区楽しい食の推進員等、区民の主体的な健康づくりを応援する人材・団体を育成、区民全体の健康づくり意欲を高める。	/	/	健康いきがい課	
			34	血液さらさら・脱メタボ事業	生活習慣病予防、メタボリックシンドロームの予防対策として、筋力アップ体操教室やウォーキング講座、脱メタボ講演会等を展開することで、区民が、自らの健康を自らで管理できるよう支援。	/	/	健康いきがい課	
			35	健康づくり推進店制度	区内の飲食店等の協力を得て、食を通じた健康づくりをボランティアの普及サポーターとともに推進している。登録店舗数101店舗（うち新規登録店5店舗、新規メニュー登録22店舗）	A	十分に配慮した	保健予防課	
健康に安心して生活するための支援		16	性差を考慮した情報提供	36	女性の健康支援事業	女性の健康相談668名、女性の健康支援講演会参加者23名、乳がん自己触診法講習受講者2,805名、実演配布講習会1,584名	A	十分に配慮した	健康いきがい課
				37	情報誌・講座による情報提供（女性特有の疾病の予防・早期発見）	働き女子！のための妊活講座を実施。参加者19名（男性1名、女性18名）	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
	17	からだと心の健康の保持	38	保健相談事業	①たばこサヨナラ教室、区内中学生対象講演1,175名、相談30名、講演会参加者 64名 ②栄養指導（栄養教室・講習会）参加者 971名	/	/	健康いきがい課	
			39	精神保健相談の実施	一般区民や精神障害者とその家族を対象に、専門医や保健師が精神保健相談及び訪問保健指導を実施するとともに、精神障害に対する啓発講演会等を開催する。	A	十分に配慮した	障害福祉課	
			40	こころと生き方・DV相談（再掲）	3～5参照	/	/	男女共同参画推進課	
	18	エイズや感染症などの情報提供	41	エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施	相談・検査実績として、電話相談374件、来所相談586件、HIV検査558件、梅毒160件、クラミジア159件であった。高校生の自主学習グループとして18回（241名参加）の勉強会を実施した。また区内高校からの依頼で高校1年生向けに性感染症に関する健康教育（327名参加）を実施した。	A	十分に配慮した	保健予防課	
			42	人権を尊重する性教育の実施	各小中学校の道徳及び保健体育の授業において、学習指導要領に沿った指導を学年ごとに行っている。	/	/	教育指導課	
	19	医療体制の充実	43	国・東京都への要望（医療体制の充実）	国や東京都など関係機関へ、医療の地域的な偏在の解消を要望	/	/	健康福祉課	
			44	国・東京都への要望（医療体制の充実）	国や東京都など関係機関へ、医療の地域的な偏在の解消を要望	A	—	男女共同参画推進課	



## 目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

### 課題1 仕事と家庭生活の両立

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	平成24年度		所管課	
					実績	評価 男女共同参画配慮度		
企業への働きかけと支援	20	ワーク・ライフ・バランスの啓発	45	情報誌を活用した情報提供	情報誌「新しい風」の発行、年4回各13,500部	A	十分に配慮した	産業振興課
			46	講座・パンフレット・情報誌による啓発（ワーク・ライフ・バランス）	男女共同参画推進課発行の「ゆうレポート」No.27で特集し、区内関係機関や駅の広報スタンドに設置した。また、産業振興課発行の「新しい風」にも掲載、周知をはかった。また、認定企業の取組紹介の冊子を配布した。			男女共同参画推進課
	21	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援	47	中小企業金融対策事業（再掲）	事業No.48の認定を受けたことで利用できる「事業環境整備資金」利用実績なし			産業振興課
			48	仕事と生活の両立推進企業認定制度	仕事と生活の両立推進企業を3社認定。助成金支給2社。区が発行する関係情報誌で認定企業の取り組みや活動紹介を掲載したほか、認定企業の紹介パネルを掲示	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			49	仕事と生活の両立推進アドバイザー派遣制度	制度利用実績なし			男女共同参画推進課
男女がともに担う家庭生活	22	男性の子育て・家事参加支援	50	男性対象の子育て・家事に関する講座	みんなで育児応援プロジェクトの一環として「イクメン講演会」及び「イクメン講座」を実施。参加者205名（男性173名、女性32名）、「パパと子どものぬみがきタイム」参加者26名（父親13名、子ども13名）	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			51	子育てへの父親参加促進	満1歳を迎える区内在住の乳幼児及びその保護者を誕生会に招待する。みんなでお祝い輝きバースデー参加乳幼児1,294名・同伴保護者1,774名（うち父親525名・29.6%）			子育て支援課
	23	法制度の充実の要望	52	国・東京都・関係機関への要望（育児休業・介護休業等法制度充実）	多様な保育所整備促進のための支援措置の拡充を要望	A	—	男女共同参画推進課
いつでもどこでも情報を得られる環境	24	情報提供の場の設置	53	保育施設内に女性支援のための情報コーナーを設置	情報コーナーの設置は未実施			保育課
			54	保育園・商店街等への情報コーナー設置の検討	検討未実施	D	—	男女共同参画推進課
	25	働く人への情報提供	55	（仮称）社会人手帳の作成	作成未実施	D	—	男女共同参画推進課

【目標2】 課題2 子育てや介護を安心して行うための環境整備

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	平成24年度			所管課
					実績	評価	男女共同参画配慮度	
子育て支援の充実	26	子育て家庭への支援	56	児童館事業の充実	児童館では、その地域の子ども達が共に利用し、様々な遊びを考えたり、また、乳幼児の子育て支援として、乳幼児クラブの集い（午前）を実施している。児童館25館、入館者数738,625名	/	/	子育て支援課
			57	子ども家庭在宅サービス事業（ショーステイ・トワイライト）	保護者が児童を養育することが一時的に困難となった場合に、当該児童を北区が指定する児童養護施設で短期的に養育する。利用者数 110 名（男性 31 名・女性 79 名）	A	十分に配慮した	児童虐待対策担当課
			58	こども手当の支給	0歳から中学校修了前までの児童を養育している方に手当を支給。平成24年3月31日をもって制度が終わり、4月1日からは児童手当となる。	/	/	子育て支援課
			59	子ども医療費助成制度	0歳から中学3年生（15歳に達した日以降の最初の3月31日まで）の保険診療にかかる医療費、薬剤負担金の自己負担分及び入院時食事療養費を助成。乳幼児医療受給者数15,939名、子ども医療受給者数18,007名。平成23年7月から、高校生等の保険診療にかかる入院医療費の自己負担分及び入院時食事療養費を助成。助成件数94件	/	/	子育て支援課
	27	地域で支えるしくみづくり	60	ファミリーサポート事業	ファミリー会員（保育のサポートをしてほしい）2,686名 サポート会員（育児のサポートをします）592名（男性会員18名 女性会員574名）	A	十分に配慮した	子育て支援課
	28	ひとり親家庭への支援	61	北区女性福祉資金	北区女性福祉資金貸付（新規）1件、（継続）2件	/	/	生活福祉課
			62	ひとり親家庭休養ホーム事業	ひとり親家庭のレクリエーションと休養のために、日帰り施設を指定し、利用料の一部を助成。利用者数689名	/	/	生活福祉課
			63	母子生活支援施設への入所	入所者数12世帯29名（母12名、男子13名、女子4名）	/	/	生活福祉課
			64	東京都母子福祉資金貸付事業	東京都母子福祉資金貸付（新規）14件、（継続）38件	/	/	生活福祉課
			65	北区母子応急小口資金貸付事業	北区母子応急小口資金貸付 0件	/	/	生活福祉課
			66	母子家庭自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金7件、高等技能訓練促進費18件	/	/	生活福祉課
			67	母子自立支援プログラム	母子自立支援プログラム策定員がハローワークと連携して、個々にあわせた自立支援プログラムを策定することにより、母子家庭の母の就労を支援。利用者1名	A	十分に配慮した	生活福祉課
	68	ひとり親家庭家事援助派遣事業・医療費助成事業・児童育成手当・児童扶養手当の支給	①ひとり親家庭家事援助派遣世帯4世帯②ひとり親家庭等医療費助成受給世帯1,943名③児童育成手当：育成手当受給児童数3,775名、障害手当受給児童数219名④児童扶養手当受給者数2,138名（内父子世帯94名）	/	/	子育て支援課		
	29	相談体制の充実	69	乳幼児保健相談	特別育児相談 5,804名、歯科保健指導 2,719名、栄養指導1,672名	/	/	健康いきがい課
			70	子どもの発達相談	発達に関する相談の総合窓口として、歩き始めが遅い、言葉が遅いなどの就学前の子どもの発達に関する相談を行う。相談件数2,053件、専門相談員7名（男性2名・女性5名）による相談324件	/	/	子育て支援課
			71	子育て相談事業	区内25児童館において、職員や子育てアドバイザーによる子育て相談を実施。また、7児童館において、専門相談員による子育て相談を実施。専門相談員による相談件数3,056名	/	/	子育て支援課
			72	教育相談事業	教育相談所において教育相談を実施、相談員7名（男性4名・女性3名）相談者数1,366名	A	十分に配慮した	教育指導課
	多様な保育サービスの提供	30	保育サービスの充実	73	待機児解消のための各保育サービスの充実	認可保育所：公立保育園1園の新設他、前年度比140名の受け入れ児童数増。保育室2園を定期利用施設に移行し、8名の受け入れ児童数増	A	十分に配慮した
31		就労形態にあわせた保育サービス	74	延長、休日、夜間、一時保育等の推進	延長保育1園、一時保育1園、休日保育1園の実施園増	A	十分に配慮した	保育課
			75	病児・病後児保育	病後児保育実施219名	/	/	保育課
76		障害児保育の推進	障害児認定状況、区直営園170名・指定管理園36名・区内私立園59名、その他区内認定外保育施設からの要請により巡回指導を実施	/	/	保育課		
32	就学後の支援	77	留守家庭児童対策事業（学童クラブの充実）	保護者が就労等のため留守になる家庭の児童に遊び場と生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図っている。（H24年4月1日現在：59クラブ、定員2,480名、登録児童数2,100名）	A	十分に配慮した	子育て支援課	
介護をサポートするしくみづくり	33	地域で支えるしくみづくり	78	地域包括支援センター運営	地域の高齢者の生活を支える総合機関として、13か所の地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護事業等を実施	/	/	高齢福祉課
			79	高齢者地域自立支援ネットワーク推進事業	高齢者地域自立支援ネットワークの充実と強化を図る。声かけサービス登録者数453名	/	/	高齢福祉課
			80	高齢者生活援助サービス事業	社会福祉協議会の友愛ホームサービス利用に対し利用料や年会費の補助を行う。利用者数957人	A	十分に配慮した	高齢福祉課
	34	職場復帰のための支援	81	介護者が職場復帰するための支援・情報提供	高齢者あんしんセンター（14カ所）を対象とした研修を実施。介護者が職場復帰するために必要な情報等を提供	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課

【目標2】 課題3 働く場における男女共同参画の推進

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	平成24年度		所管課	
					実績	評価 男女共同参画配慮度		
女性の就労支援	35	継続就労への支援	82	赤羽しごとコーナーにおける育児・介護休業等に関する情報提供	事業実績なし	/	産業振興課	
			83	勤労者・企業に対する育児・介護休業制度や関連する助成制度の情報提供	事業実績なし	D	—	男女共同参画推進課
	36	再就職のための支援	84	女性向け就職支援セミナーの開催	事業実績なし	—	—	産業振興課
			85	再就職支援講座	女性のための再就職支援講座を実施。参加者58名	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
女性の起業支援	37	起業のための知識、情報の提供	86	起業家支援事業	起業家支援セミナー 延べ受講者数205人（男女計）	A	十分に配慮した	産業振興課
	38	融資斡旋など起業支援	87	中小企業融資対策事業	起業家支援融資実行22件（男女計）	A	十分に配慮した	産業振興課
ポジティブアクションの推進	39	企業の取り組みを促進	88	労働相談情報センターと連携した講座や情報誌による啓発（男女の不平等是正）	事業未実施	D	—	男女共同参画推進課

### 目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

#### 課題1 あらゆる学びの場を通じた男女共同参画意識の形成

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	平成24年度			所管課	
					実績	評価	男女共同参画配慮度		
育ちの場における男女共同参画意識の形成の場	40	教職員等への研修の充実	89	学校・幼稚園の教職員に対する人権研修	人権教育研修の実施。北区人権教育推進だよりの発行。人権推進委員会9名（男性4名・女性5名）	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課(A) 教育指導課(A)	
	41	子どもへの意識啓発	90	固定的役割分担にとられない保育活動	日常生活での配慮を行っているほか、行事においても固定的役割にとられないよう配慮している。	A	十分に配慮した	保育課	
			91	保育施設における男女混合名簿の活用	ほぼ全保育施設において実施済				保育課
			92	男女平等観を育む学習内容の充実	各小中学校の道徳の授業において、学習指導要領に沿った指導を学年ごとに行っている。				教育指導課
			93	北区教育広報誌「くおん」の発行	年4回発行、各45,000部、全戸回覧（町会・自治会依頼）、幼稚園・保育園・小中学校の児童・生徒を通じて各家庭に配付	A	十分に配慮した	教育政策課	
	42	固定的性別役割分担にとられないキャリア教育	94	中学生・高校生のための職業教育キャラバン事業	従来女性の進出が少ない職業分野で活躍している女性を中学校、高等学校に派遣、講演会などを行い、職域拡大に向けた支援をおこなっている。区立中学校5校（5講演実施）、高校1校（2講演実施）	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課	
	43	相談体制の充実	95	スクールカウンセラー活用事業	各幼稚園・小学校に対し、スクールカウンセラー10名（男性2名、女性8名）が、各3～4校ずつ担当して訪問、各校で週1～2回程度相談事業（カウンセリング）を行っている。中学校に対しては、東京都予算で別途全校に配置されている。幼・小・中学校相談件数 総計31,037件	A	十分に配慮した	教育指導課	
家庭における男女共同参画意識の形成	44	幅広い区民への男女共同参画の啓発	96	男女共同参画センターにおける男性向け講座、親子・家族向け講座	「ミドル男子のための魅力アップセミナー」参加者男性10名。「パパと子どもの歯みがきタイム」参加者父親と子ども26名。また、パートナーシップ事業として「ママ&パパのための保育園入園準備セミナー」参加者84名。「ママの女子カUP!の会 ママ業プラスアルファ座談会」参加者98名			男女共同参画推進課	
			97	男女共同参画条例の周知	センター内においてパネル展示などで広くPRした。各講座参加者へは条例パンフレットを配付	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課	
	45	子どもの心を育む家庭教育の推進	98	家族ふれあいの日事業	19の各青少年地区委員会で実施。第3土、日曜日を「家族ふれあいの日」とし、この日を中心に各地域で家族参加型の行事を実施。参加者12,026名			子育て支援課	
			99	講座・情報誌による啓発（親子で考える携帯電話・インターネット利用など）	「パパと子どもの歯みがきタイム」を実施、参加者26名（父親13名、子ども13名）			男女共同参画推進課	
	100	家庭教育学級	家庭教育学級：乳児（2講座）、幼児（2講座）、小学生（3講座）、中学生、土曜（2講座）、父親、入園準備の全12コース、参加者779名	A	十分に配慮した	生涯学習・スポーツ振興課			
46	家族で訪れる場での情報提供	101	図書館における特設コーナーの設置	中央図書館において、男女共同に即した図書資料の展示コーナーを年に2回（1ヶ月間）行っている。	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課(A) 中央図書館(A)		
地域における男女共同参画意識の形成	47	町会自治会など地域団体への啓発	102	出前講座での地域団体勉強会への意識啓発	区内の団体を対象に、希望を受け、男女共同参画に関するテーマに基づいた講座を出前形式で実施。3団体参加者121名（男性34名・女性87名） 「デートDVについて」赤羽商業高校と王子総合高校で開催。参加者404名	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課(B) 地域振興課(B)	

【目標3】 課題2 施策・方針決定過程への男女共同参画の推進

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	平成24年度			所管課
					実績	評価	男女共同参画配慮度	
政策・方針決定の場への参画促進	48	審議会等への女性の参画推進	103	各課に対する審議会への女性委員登用の呼びかけ	各課への調査をする際、アゼリアプランの課題や取り組み例を示し、現在の参画状況を数値やグラフ等により具体的に示し審議会への女性委員の登用を呼びかけた。審議会委員の女性比率27.4%	C	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			104	各課に対する審議会への公募制採用の呼びかけ	各課への調査をする際、審議会等には可能な限り一般公募による委員を登用することと、男女共同参画推進のため、積極的な女性委員の登用を図ることを通知している。公募委員のいる審議会比率21.3%			企画課
	49	町会自治会、PTA等地域団体のリーダーへの女性の参画	105	出前講座・情報誌での地域団体への意識啓発（リーダーへの女性の登用）	事業未実施 （町会・自治会会長職女性比率3.9%・副会長職 22.6%・合計19.0%） （PTA（幼・小・中）会長職25.0%・副会長職 89.3%・合計70.1%）	D	—	男女共同参画推進課
	50	女性の視点を取り入れた計画の策定	106	地域防災計画修正に向けた女性の視点からの意見の反映	地域防災計画の改定にあたり、「防災に関する政策・方針の決定過程や現場での女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策の推進」を基本方針の一つとして施策ごとの具体的な計画に反映させた。「避難所運営マニュアルの作成」においては、全編にわたり女性の視点の反映を盛り込み、「避難所生活における女性への支援策の充実」においては、避難所運営において女性が持てる力を発揮できるように、様々な障害・障壁から女性を守り、男女共同参画の視点に立った女性の意見の反映や行動の支援を強化するものとしている。	A	十分に配慮した	防災課
管理・監督者への登用と職域の拡大	51	活躍する女性の情報提供	107	情報誌・講座による意識啓発（活躍する女性の紹介等）	中学校や高校に、女性の進出の少ない職場で活躍している女性を講師として派遣したり、情報誌「ゆうレポート」において、各講座のレポートを掲載するなどして、情報提供を心掛ける。	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
	52	女性の昇進試験受験促進	108	昇任試験勉強会	区管理職について現職者による受験のサポートを行うなど、女性職員の受験の促進を図る。管理職選考合格者3名（男性2名・女性1名）	A	十分に配慮した	職員課
	53	固定的性別役割分担にとられない多様な職種への採用	109	男女差のない任用	区の保育士、技術職などについて、固定的性別役割分担にとられない採用をすすめる。24年度採用者99名（男性29名・女性70名）	A	十分に配慮した	職員課

【目標3】 課題3 日常生活における男女共同参画の推進

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	平成24年度			所管課
					実績	評価	男女共同参画配慮度	
身近な生活場面における男女共同参画	54	男女共同参画を身近に感じる広報	110	情報誌の発行	情報誌「ゆうレポート」を年3回発行（6月・10月・2月・各5,500部）、区内各施設、各駅スタンド等各関係機関へ配布	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
	55	男女共同参画に関するデータの収集	111	（仮称）男女共同参画データブックの作成	男女共同参画に関する北区のデータを収集	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
男女がともに自立し生活するための支援	56	男女の生活自立の促進	112	男女の生活向上のための講座（料理・家事、消費生活、年金・保険等）	「ミドル男子のための魅力アップセミナー」を実施。参加者10名 「ママの女子力UP!の会 ママ業プラスアルファ座談会」参加者98名	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			113	男女の生活向上のための講座（料理・家事、消費生活、年金・保険等）	第115期北区区民大学「もしもの時のための地震と防災の知識」参加者40名（男性18名・女性22名）			生涯学習・スポーツ振興課
	57	男女の地域活動への参加促進	114	団塊世代対象講座	「ミドル男子のための魅力アップセミナー」を実施。参加者10名	B	—	男女共同参画推進課
多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大	58	団体・グループ活動の支援と交流促進	115	登録団体交流会	事業未実施	D	—	男女共同参画推進課
	59	異なる国籍の区民の交流促進と情報提供	116	外国人対象の交流事業	事業未実施	D	—	男女共同参画推進課

## 計画を推進するためのしくみ

### 課題1 区の推進体制の充実

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	平成24年度			所管課
					実績	評価	男女共同参画配慮度	
職員の意識啓発	60	職員の意識調査の実施	117	職員対象の意識調査	職員に対して意識調査を実施	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
	61	職員研修の充実	118	職員研修	係長研修Ⅰ（係長職昇任時）の「セクシュアルハラスメント防止研修」実施、参加者24名（男性10名・女性14名）。男女共同参画の視点から考える「広報力アップ講座」を実施。参加者16名（男性8名・女性8名）	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課（A） 職員課（A）
計画の進捗管理	62	計画の評価システムの運用	119	（仮称）アゼリアプラン事業実績報告の作成	事業実績報告書を作成	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
	63	定期的な区民意識調査の実施	120	男女共同参画に関する意識・意向調査	調査未実施（平成25年度に実施予定）	—	—	男女共同参画推進課
拠点施設の機能強化	64	幅広い区民参加の促進	121	男女共同参画センター各種講座	男女共同参画週間、北区さんかく大学（世界の実例から学ぶ男女共同参画）、啓発セミナーほか、さまざまな講座を実施した。参加者1,149名	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			122	有償ボランティア・保育ボランティアの活用	講座運営補助・環境整備（実人数9名、延べ32回）、一時保育（実人数21名、延べ110回）、スペースゆう6階案内受付（実人数36名）などにおいて、有償ボランティアを活用した。参加実人数 合計66名（女性66名）	/	/	男女共同参画推進課
	65	情報発信機能の強化	123	男女共同参画センター情報コーナーの充実	男女共同参画に関する図書・行政資料・雑誌・ビデオ等の閲覧と貸し出しを行う。貸出人数516名・貸出資料合計802点	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			124	情報誌・ホームページの内容充実	情報誌「ゆうレポート」を年3回発行、講座・審議会の議事録等は、北区ホームページに掲載している。情報誌「ゆうレポート」の発行、年3回各5,500部	/	/	男女共同参画推進課
	66	区民ニーズの発見	125	講座受講者へのアンケート実施	男女共同参画センターで実施する講座については、すべて受講者へのアンケートを実施した。アンケート結果については、今後の講座等の企画に活用している。参加者1,149名	/	/	男女共同参画推進課
			126	講座修了生の自主グループ活動支援	センターの事業をきっかけとして出会った方々が、学習を継続し自主的に活動している。	C	十分に配慮した	男女共同参画推進課

### 課題2 区民、関係機関等との連携

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	平成24年度			所管課
					実績	評価	男女共同参画配慮度	
区民、関係機関等との連携	67	区民との協働事業の推進	127	地域スタッフとの協働事業	男女共同参画週間事業等に多くの区民の参画・協力を得ることを目的に地域スタッフ会議を運営し、地域スタッフとの協働を図っている。地域スタッフ7名（女性7名）	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			128	パートナーシップ事業	男女共同参画社会を推進するために、センター登録団体などが企画及び運営する事業に対して、会場提供及び広報協力などを行う、区民との協働事業を実施している。平成24年度は6事業を実施した。参加者375名	/	/	男女共同参画推進課
	68	情報発信など協力店舗の確保	129	情報提供のための協力店舗の確保	北区薬剤師会と協力し、薬局店舗に情報誌「ゆうレポート」を配布	C	十分に配慮した	男女共同参画推進課（A） 産業振興課（D）
	69	地域の企業との意見交換会や共同事業の推進	130	企業との意見交換会、企業向け講座・セミナーの開催	企業向け講座未実施	D	—	男女共同参画推進課
	70	関係機関・地域団体、NPOなどの課題解決	131	関係団体・地域団体・NPOとの連携	北区男女共同参画推進ネットワークとの共催で、「ねっとわーくまつり」を開催した。	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課

## 4. 男女共同参画配慮度チェック

アゼリアプランに定める取組の中から、男女共同参画の浸透状況をはかるのに適した事業について、チェックリストを使用して、それぞれに計画・立案、実施、結果の各段階で男女共同参画の配慮について、9項目の内容で調査しました。

各所管課が男女共同参画配慮調査票に基づきチェックを行った結果は次のとおりです。

### (1) 項目別該当数

82配慮度チェックシート(77事業+重複分5事業)中、15の配慮度非該当(未実施事業等)を除いた、67の配慮度チェックシートについての集計です。

項目	項目内容	できた	できなかった	非該当
1	事業の企画・立案にあたり、女性・男性双方(区民又は職員)の意見を聞き、女性と男性の視点が事業に盛り込まれるようにした。	60	0	7
2	男の役割・女の役割という固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にした。	58	0	9
3	女性・男性双方が参加または利用しやすくなるよう工夫した。	54	0	13
4	パンフレット・チラシや申請書の文章、イラストについて、性別にとらわれない表現とするよう配慮した。	57	0	10
5	区民や職員に対し、性別役割分担を前提にした対応を行わないように、女性・男性いずれに対しても同様の態度で対応するようにした。	59	0	8
6	性に起因する問題や安全・健康面等に配慮する必要がある場合、事業を実施する者の性別に配慮した。	30	0	37
7	事業の対象となる女性・男性双方にサービスが及んだ。	53	0	14
8	事業を評価するために必要な男女別の実績データが存在する。	30	0	37
9	事業を実施する者が、事業進行中男女共同参画を配慮・推進していた。	67	0	0

### (2) 総合的な男女共同参画配慮度状況

配慮した項目の割合 配慮した数÷(9-非該当)	男女共同参画配慮度への評価	チェックシート数
2/3超	十分に配慮した	67
1/3超2/3以下	ある程度の配慮をした	0
1/3以下	配慮が不十分だった	0
非該当(※)	—	15
計		82

※非該当……未実施事業、配慮度チェックに適さないと思われるもの

## ●男女共同参画に配慮した具体的内容

1 事業の企画・立案にあたり、女性・男性双方（区民又は職員）の意見を聞き、女性と男性の視点が事業に盛り込まれるようにした。

### 【目標1】

(No.35/健康づくり推進店制度/保健予防課)

- ・健康づくり普及サポーターには、両性の視点が盛り込まれるようにしている。

(No.41/エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施/保健予防課)

- ・性別や年齢を問わずエイズ検査を受検しやすい体制にした。また、高校生の自主学習グループの勉強会では、女性男性の双方の視点を取り入れている。

### 【目標2】

(No.72/教育相談事業/教育指導課)

- ・保護者、児童・生徒から相談を受ける場合は、男性の教育相談員と女性の臨床心理士のペアで担当するよう配慮した。

(No.86/起業家支援事業/産業振興課)

- ・起業家支援セミナーの終了時には、希望するセミナーの内容や形式等についてのアンケートを実施し、次回のセミナーに反映させるよう努めた。

### 【目標3】

(No.90/固定的役割分担にとらわれない保育活動/保育課)

- ・保育園職員は、さまざまな専門研修が充実しており、絶えず人権の尊重について指導されている。各保育園においても、子ども一人ひとりの対応について、日々話し合いを行っている。

(No.93/北区教育広報誌「くおん」の発行/教育政策課)

- ・「くおん」の製作については、「くおん編集委員会」を設置している。編集委員会では、男女双方の意見を聞くことができるよう、編集委員のバランスに考慮した委員選出を行った。

### 【計画を推進するためのしくみ】

(No.121/男女共同参画センター各種講座/男女共同参画推進課)

- ・アンケート結果を参考にして、講座内容の企画を行った。

(No.123/男女共同参画センター情報コーナーの充実/男女共同参画推進課)

- ・男女共同参画の視点で、女性・男性職員ともに図書を選定を行っている。

2 男の役割・女の役割という固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にした。

### 【目標1】

(No.41/エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施/保健予防課)

- ・エイズ検査時の相談において、性の多様性を認識して対応する必要がある、固定的な意識にとらわれないよう実施した。高校生の自主学習グループにおいても、認識すべき性差をふまえて取り組んだ。



## 【目標2】

### (No.67/母子自立支援プログラム/生活福祉課)

- ・申込者の希望や適性に基づいた就労支援を行っている。性別役割分担にこだわらず、求職の職種を広げるよう助言している。

### (No.72/教育相談事業/教育指導課)

- ・相談者が保護者の場合、「父親」「母親」によって対応を変えることなく、同様に実施している。

## 【目標3】

### (No.93/北区教育広報誌「くおん」の発行/教育政策課)

- ・広報誌内において、男女児童のキャラクターを使用する際は、男女が仲良く取り組んでいる様子や風景を掲載した。また、掲載記事選定に際し、その募集内容が性別を限定してのものになっていないかを注意した。

### (No.95/スクールカウンセラー活用事業/教育指導課)

- ・児童生徒のカウンセリングを行う時は、性別にとらわれる発言（「～らしく」「～だから」など）をしないように配慮している。

### (No.100/家庭教育学級/生涯学習・スポーツ振興課)

- ・主に父親を対象とした親子参加の料理講座を開催し、父親の子育て参加や親子の触れ合い、よりよい親子関係の形成への機会とした。

## 【計画を推進するためのしくみ】

### (No.118/職員研修/職員課)

- ・男女双方の観点からのセクシャルハラスメント防止のための研修とした。

### (No.121/男女共同参画センター各種講座/男女共同参画推進課)

- ・男性の育児参加を広くPRするため、北区みんなで育児応援プロジェクトの一環として、イクメン講演会やイクメン講座を、部内他課を中心に連携実施した。

## 3 女性・男性双方が参加または利用しやすくなるよう工夫した。

## 【目標1】

### (No.5/こころと生き方・DV相談(女性相談・男性相談)/男女共同参画推進課)

- ・主に女性からの相談を対象としているが、男性にも土曜日に相談枠を設定して、電話による相談を行っている。

### (No.14/高齢者虐待防止センター心の相談室/高齢福祉課)

- ・相談は完全予約制だが、予約の少ない日は当日予約も可能で、2回目以降は相談者が都合に応じて自由に決められるよう配慮している。

### (No.24/妊産婦保健相談事業(パパになるための半日コース・ママパパ学級・マタニティクッキング)/健康いきがい課)

- ・「パパになるための半日コース」では、働いている方が参加しやすい土日の開催とした。

### (No.28/特定健康診査・特定保健指導/国保年金課)

- ・特定保健指導は、利用者ニーズにより、女性のためのグループを設ける場合がある。また、希望の多い時間帯の枠を増やす場合もある。

## 【目標2】

(No.57/子ども家庭在宅サービス事業(ショートステイ・トワイライト)/児童虐待対策担当課)

- ・女性、男性ではなく、保護者の立場で利用できるようにした。

(No.72/教育相談事業/教育指導課)

- ・職業やライフスタイルに関わらず、いつでも相談できるようにするため、平成23年度からメール相談及び土曜日の電話相談を実施している。

## 【目標3】

(No.100/家庭教育学級/生涯学習・スポーツ振興課)

- ・子どもの年齢に即して、テーマや条件設定(曜日・時間帯等)について配慮した。

## 【計画を推進するためのしくみ】

(No.123/男女共同参画センター情報コーナーの充実/男女共同参画推進課)

- ・情報コーナーには、女性・男性双方が利用しやすいよう、男女共同参画の視点に基づいたさまざまな内容の図書や雑誌を揃えている。

4 パンフレット・チラシや申請書の文章、イラストについて、性別にとらわれない表現とするよう配慮した。

## 【目標1】

(No.4/相談体制の充実と支援(母子・婦人相談の実施)/生活福祉課)

- ・法や制度により対象者が限定されている場合は、その旨明記し、父子家庭の父も利用できる事業・制度等については「ひとり親家庭」と表記している。

(No.14/高齢者虐待防止センター心の相談室/高齢福祉課)

- ・高齢者の家族介護について、女性の役割的なイラストは一切使用していない。

## 【目標2】

(No.57/子ども家庭在宅サービス事業(ショートステイ・トワイライト)/児童虐待対策担当課)

- ・具体例をリーフレットに掲載し、保護者の性別に関わりなく利用できることを周知した。

(No.60/ファミリーサポート事業/子育て支援課)

- ・広報紙(北区ニュース)やチラシ等には、性別にとらわれない表現にしている。

## 【目標3】

(No.93/北区教育広報誌「くおん」の発行/教育政策課)

- ・児童生徒のイラストを掲載する場合は、男女両方描き、身長差等の体格的な違いが出ないように注意した。

5 区民や職員に対し、性別役割分担を前提にした対応を行わないように、女性・男性いずれに対しても同様の態度で対応するようにした。

## 【目標1】

(No.24/妊産婦保健相談事業(パパになるための半日コース・ママパパ学級・マタニティクッキング)/健康いきがい課)

- ・従来の「母親学級」のネーミングを、「ママパパ学級」に変更して実施している。

(No.41/エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の充実/保健予防課)

- ・エイズ検査受診時の相談では、性の多様性をふまえた上で、どんな方にも同様な対応ができるようにしている。

## 【目標2】

(No.57/子ども家庭在宅サービス事業(ショートステイ・トワイライトステイ/児童虐待対策担当課)

- ・一時的に子どもを養育することが困難になった具体例をリーフレットに掲載し、保護者の性別に関わりなく利用できることを周知した。

## 【目標3】

(No.95/スクールカウンセラー活用事業/教育指導課)

- ・カウンセリングの日程調整の際、相談者が父親、母親ともに対象としていることに配慮して対応している。

(No.100/家庭教育学級/生涯学習・スポーツ振興課)

- ・講座の受講者募集から開催まで、性別を問わず呼びかけ、受け入れをした。

## 【計画を推進するためのしくみ】

(No.123/男女共同参画センター情報コーナーの充実/男女共同参画推進課)

- ・利用する区民に対しては男女がそれぞれに利用しやすいように、男女共同参画の視点から必要と思われるさまざまな図書や資料を収集・提供し、また利用者への窓口対応をおこなっている。

6 性に起因する問題や安全・健康面等に配慮する必要がある場合、事業を実施する者の性別に配慮した。

## 【目標1】

(No.4/相談体制の充実と支援(母子・婦人相談の実施)/生活福祉課)

(No.8/母子緊急一時保護事業/生活福祉課)

- ・女性相談・母子相談は性に起因する問題や相談者の心情に配慮する必要があるため、専門の婦人相談員・母子自立支援員(女性)が対応している。

(No.5/こころと生き方・DV相談(女性相談・男性相談)/男女共同参画推進課)

- ・DV被害者の女性の心情や状況に配慮して、すべて女性相談員が対応している。

(No.13/児童虐待防止対策の推進/児童虐待対策担当課)

- ・児童の健康や性に関する問題の場合は、専門性の高い機関の関与や、同性職員の対応により配慮している。

(No.14/高齢者虐待防止センター心の相談室/高齢福祉課)

- ・相談員に男女の臨床心理士を配置し、相談者が選べるよう体制を整えた。

(No.41/エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施/保健予防課)

- ・エイズ検査時の問診では保健師(女性)、結果説明と相談は医師(女性)で対応した。受検者から申し出があった場合は、同性・異性での対応ができるような体制を考えている。

## 【目標2】

(No.57/子ども家庭在宅サービス事業(ショートステイ・トワイライト)/児童虐待対策担当課)

- ・性に起因する問題や安全・健康面等に配慮する必要がある申請者の場合は、同性職員が対応している。

(No.67/母子自立支援プログラム/生活福祉課)

- ・母子家庭の母からの相談は、当初母子自立支援員（女性）が対応し、プログラム策定の申込があった場合は、母子自立支援プログラム策定員（男性）に引き継ぎ、就業支援を行っている。

(No.72/教育相談事業/教育指導課)

- ・相談者が相談しやすいように、相談内容により、対応する相談員の性別に配慮している。

### 【目標3】

(No.89/学校・幼稚園の教職員に対する人権研修/教育指導課)

- ・研修会の講師に、男性と女性を依頼している。

(No.95/スクールカウンセラー活用事業/教育指導課)

- ・カウンセリングの内容により、相談者と性別の異なるカウンセラーの場合、女性の養護教諭等、校内の協力体制がとれるよう学校の体制を整えている。

## 7 事業の対象となる女性・男性双方にサービスが及んだ。

### 【目標1】

(No.5/こころと生き方・DV相談(女性相談・男性相談)/男女共同参画推進課)

- ・主に女性からの相談が多く寄せられているが、男性からの相談も、電話相談で対応している。

(No.14/高齢者虐待防止センター心の相談室/高齢福祉課)

- ・相談者は圧倒的に女性が多いが、高齢者の介護に関係する区民全般を対象にしているため男性の相談者もあった。

(No.41/エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施/保健予防課)

- ・エイズ検査・相談は、男性、女性の区別なく受け入れている。

### 【目標2】

(No.57/子ども家庭在宅サービス事業(ショートステイ・トワイライト)/児童虐待対策担当課)

- ・保護者が入院、仕事(残業・出張等)で一時的に子どもを養育できなくなった時に子どもを施設に預かり、子育て家庭を支援する事業。要件を満たす保護者であれば利用できる。

(No.72/教育相談事業/教育指導課)

- ・勤務時間によって相談出来ない状態を防ぐため、平成23年度からメール相談・土曜日の電話相談を開始した。

(No.86/起業家支援事業/産業振興課)

- ・男女ともに参加できる起業家支援セミナーを実施した。

### 【目標3】

(No.89/学校・幼稚園の教職員に対する人権研修/教育指導課)

- ・研修参加者の性別に偏りが出ないように、具体的な人権課題を取り入れた研修として実施している。

(No.100/家庭教育学級/生涯学習・スポーツ振興課)

- ・講座の受講者募集から開催まで、性別を問わず呼びかけ、受け入れをした。

(No.101/図書館における特設コーナーの設置/中央図書館)

- ・展示資料の選定においては、男女共同の視点に立った内容で図書を揃えるよう配慮している。

(No.112/男女の生活向上のための講座(料理・家事、消費生活、年金・保険等)/男女共同参画推進課)

- ・女性向けの企画講座が多く見受けられるため、男女共同参画推進課においては、男性向けの講座を実施し、男女に対するサービスの供給バランスを保った。

## 8 事業を評価するために必要な男女別の実績データが存在する。

### 【目標1】

(No.28/特定健康診査・特定保健指導/国保年金課)

- ・特定健康診査及び特定保健指導の実施結果については、年齢、性別等の区分集計をし、評価を行っている。

### 【目標2】

(No.72/教育相談事業/教育指導課)

- ・相談者を男女別に把握できるデータがある。

## 9 事業を実施する者が、事業進行中男女共同参画を配慮・推進していた。

### 【目標1】

(No.13/児童虐待防止対策の推進/児童虐待対策担当課)

- ・東京都北区要保護児童対策地域協議会構成員は、要綱で定められているが、発言等男女ともに偏りなく意見を取り入れることができた。

(No.28/特定健康診査・特定保健指導/国保年金課)

- ・利用者からの要望に、その内容について検討し、可能な限り配慮しているが、今後も委託機関との協議を重ね、性別に配慮した上で事業を実施していく。

(No.41/エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施/保健予防課)

- ・性差を意識するべき点（感染症の症状、妊娠）と多様な性（さまざまな性的嗜好、性同一性障害など）を受け入れる配慮を常に持っている。

### 【目標2】

(No.86/起業家支援事業/産業振興課)

- ・起業家支援セミナーにて、男女分け隔てなく発言の機会が持てるよう実施されていた。

### 【目標3】

(No.100/家庭教育学級/生涯学習・スポーツ振興課)

- ・親子料理講座等で、保護者の男性と女性が組んだ場合でも、作業の分担を指定せず、それぞれ同じ体験ができるように配慮した。

(No.101/図書館における特設コーナーの設置/中央図書館)

- ・展示資料の選定にあたり、男女共同の視点に立った内容で図書を揃えるよう配慮した。



## 第 3 章

平成24年度

北区男女共同参画推進に関する苦情の申出状況

## 平成24年度男女共同参画推進に関する苦情の申出状況

区では、北区男女共同参画条例（平成18年6月制定）に基づき、平成19年1月より、男女共同参画推進に関する苦情の申出を受け付けています。

平成24年度の苦情等の申出は、0件でした。



## 参 考 資 料

- 北区男女共同参画審議会による  
平成24年度アゼリアプラン進捗評価
- 目標別総合評価推移
- 平成25年度における重点取組
- 東京都北区男女共同参画条例

# 北区男女共同参画審議会による 平成24年度 アゼリアプラン進捗評価

## 目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

男女がともに個人と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会をめざします。

### ●総合評価

目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる。

「あらゆる暴力・暴言の根絶」に向けて、相談体制及び啓発事業の充実は図られているが、より効果的な被害者支援のための仕組みづくりなどの取り組みが求められる。

「生涯を通じた心と体の健康支援」においては、充実した取り組みが行われている。

## 目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

男女がともにライフステージに応じて働き方を選択し、仕事と家庭や地域生活をバランス良く両立できる地域社会をめざします。

### ●総合評価

目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる。

「仕事と家庭生活の両立」については、おおむね取り組んでいる。「子育てや介護を安心して行うための環境整備」に関しては、充実した取り組みが行われている。

「働く場における男女共同参画の推進」は、関係機関との連携強化など、取り組みに工夫の余地がある。

### 目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会をめざします。

#### ●総合評価

目標に向け進捗しているが、一部にとどまっている。

「あらゆる学びの場を通じた男女共同参画意識の形成」及び「施策・方針決定過程への男女共同参画の推進」に対する進捗は評価できるが、「日常生活における男女共同参画の推進」は、区民等の交流促進などについて、積極的に取り組む必要がある。

### 計画を推進するためのしくみ

#### ●総合評価

目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる。

「区の推進体制の充実」については、おおむね取り組んでいるが、幅広く多くの区民に参加してもらうための拠点施設の機能強化の取り組みが必要である。

「区民、関係機関等との連携」については、区内企業、協力店舗などとの連携について、さらに研究及び推進する必要がある。

★目標別総合評価推移

目標		総合評価				
		22年度		23年度		24年度
1	人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会	目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる	→	目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる	→	目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる
2	仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会	目標に向け進捗しているが、一部にとどまっている	↗	目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる	→	目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる
3	男女があらゆる分野で学び参画する地域社会	目標に向け進捗しているが、一部にとどまっている	→	目標に向け進捗しているが、一部にとどまっている	→	目標に向け進捗しているが、一部にとどまっている
	計画を推進するためのしくみ	目標に向け進捗しているが、一部にとどまっている	→	目標に向け進捗しているが、一部にとどまっている	↗	目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる

→ 同評価

↗ 評価アップ

## 平成25年度における重点取組

### 目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

課 題		取組み	内 容
1	あらゆる暴力・暴言の根絶	早期発見と関係機関の連携強化	児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待に関する相談体制の充実と、早期解決・再発防止
2	生涯を通じた心と体の健康支援	健康増進のための支援	男女がともに生涯健康に過ごすために、生活習慣病予防講座への参加や予防接種の実施

### 目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

課 題		取組み	内 容
1	仕事と家庭生活の両立	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援	推進企業の顕彰、区の優遇制度などインセンティブの導入
2	子育てや介護を安心して行なうための環境整備	介護のための離職防止・職場復帰のための支援	介護者の離職の防止及び職場復帰するため情報提供や支援
3	働く場における男女共同参画の推進	再就職のための支援	職業経験・年代別による講座開催

### 目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

課 題		取組み	内 容
1	あらゆる学びの場を通じた男女共同参画意識の形成	教職員等への研修の充実	各学校、幼稚園、保育園の教職員等が男女共同参画について正しい理解と認識を深めるための人権研修の実施
2	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	女性の視点を取り入れた計画の策定	地域防災計画の改定における男女共同参画の推進
3	日常生活における男女共同参画の推進	男女の生活自立の促進	男女の生活自立のための必要な知識等修得のための講座開催

### 計画を推進するためのしくみ

課 題		取組み	内 容
1	区の推進体制の充実	定期的な区民意識意向調査の実施	区民の意識啓発という観点を含め、定期的に男女共同参画に関する意識意向調査を実施
2	区民・関係機関等との連携	大学・関係機関・地域団体、NPOなどとの課題解決	各分野における関係機関や大学、地域団体等と連携し、男女共同参画に関する地域課題を解決

# 東京都北区男女共同参画条例

(平成18年6月30日 条例第43号)

日本国憲法は個人の尊重と法の下での平等をうたい、また、国際連合を中心とした国際社会は、女性に対するあらゆる分野における差別を撤廃することに積極的に取り組んできた。さらに、配偶者への暴力をはじめ、暴力は個人の尊厳と人権を踏みにじるものであり、暴力を生み出す社会の問題としてとらえ、暴力の根絶への取組が始まっている。すべての人が共にそれぞれの個性と人格を尊重しあい、差別のない社会をつくること、これは我が国及び国際社会の悲願である。我が国はそれを二十一世紀の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会基本法を制定した。

しかし、これは国と国際社会の取組みだけでは実現できない。地域社会において、男女が共同して社会に参画し、生活の中の身近な取組みを積み上げていくことにより、等しくそれぞれの個性と人格が尊重される社会が実現される。北区では、これまで男女共同参画社会の実現のための取組みを進めてきたが、いまだ、解決すべき様々な課題がある。

男女共同参画を推進することにより、すべての個人が等しく尊重される、豊かで暮らしやすい地域社会を実現することを目指して、ここに、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

**第一条** この条例は、男女共同参画社会の実現に関し基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる地域社会を実現することを目的とする。

### (用語の定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）に参画すること（以下「男女共同参画」という。）の機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任

を担うべき社会をいう。

- 二 積極的格差是正措置 あらゆる分野における男女間の参画に関する格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。
- 三 区民 区内に居住し、又は区内に在勤し、若しくは在学する個人をいう。
- 四 事業者 営利又は非営利にかかわらず、区内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- 五 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は相手の生活環境を害することをいう。

### (基本理念)

**第三条** 男女共同参画社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- 一 すべての区民はその人権が尊重され、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別を受けず、個性と能力を発揮できる機会が確保されること。
- 二 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度及び慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 三 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策及び方針の立案及び決定に共に参画できる機会が確保されること。
- 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 五 すべての区民が相互の協力及び社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- 六 すべての区民が互いの性を理解し、互いにその意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- 七 男女共同参画の推進は、地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に行われること。

### (性別による権利侵害の禁止)

**第四条** 何人も、あらゆる分野において、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者への暴力その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為（以下「暴力的行為」という。）を行ってはならない。

#### （あらゆる情報の公表への配慮）

**第五条** 何人も、あらゆる情報の公表に当たっては、性別に起因する人権侵害を助長することのないよう、かつ、セクシュアル・ハラスメント及び暴力的行為を誘発することのないよう配慮するものとする。

#### （区の責務）

**第六条** 区は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「関連施策」という。）を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 区は、関連施策を実施するために、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 区は、関連施策の実施にあたり、区民、事業者並びに国及び都その他の地方公共団体と積極的に連携及び協力するものとする。

#### （区民の責務）

**第七条** 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、あらゆる分野の活動において男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものとする。

- 2 区民は、区及び事業者との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

#### （事業者の責務）

**第八条** 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において男女共同参画を推進し、男女が育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、区及び区民との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

## 第二章 基本的施策等

### （基本的施策）

**第九条** 区は、男女共同参画を推進するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- 一 すべての区民が性別による差別を受けることなく、個性と能力を発揮することが尊重される社会の実現を目的と

した、区民及び事業者への啓発、調査研究、広報活動、情報提供及び情報収集に関する施策

- 二 セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等への暴力の防止並びに被害者の保護及び支援に関する施策
- 三 あらゆる分野の活動の意思決定過程への参画に関する格差が男女間に生ずることのないよう必要な措置を講ずるための施策
- 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた学習機会の提供、啓発、研修その他男女共同参画の推進に資する教育のために必要な施策
- 五 すべての区民が共に育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことを支援する施策
- 六 すべての区民が互いの性と人権を尊重し、共に健康な生活を営むことを支援する施策
- 七 前各号に掲げるもののほか、第三条に規定する基本理念を実現するために必要な施策

### （行動計画）

**第十条** 区長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 区長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ第十三条に規定する東京都北区男女共同参画審議会に諮問するとともに、区民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 区長は、行動計画を策定したときは、これを広く区民に公表するものとする。
- 4 前二項の規定は、行動計画の変更について準用する。

### （年次報告）

**第十一条** 区長は、毎年度、行動計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

### （拠点施設）

**第十二条** 区長は、第九条に掲げる基本的施策を推進するための拠点施設を設置し、区民及び事業者による男女共同参画に関する活動への支援、相談、情報提供、情報収集その他男女共同参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

### 第三章 男女共同参画審議会

#### (設置)

**第十三条** 男女共同参画の推進を図るため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 区長の諮問に応じて、第十条第二項及び第四項の規定により行動計画の策定及び変更について調査審議し、答申すること。
- 二 行動計画の推進及び進捗状況その他男女共同参画推進に関する事項について調査研究を行い、区長に意見を述べること。
- 三 第十五条第四項により、同条に規定する東京都北区男女共同参画苦情解決委員会から意見を求められたときに、意見を表明すること。
- 四 その他男女共同参画推進に関し区長が必要と認めること。
- 3 審議会の委員は、二十人以内とし、男女共同参画の推進に理解と識見を有するもののうちから区長が委嘱又は任命する。
- 4 審議会の委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

### 第四章 苦情への対応

#### (苦情の申出と処理)

**第十四条** 区民及び事業者は、区長に対し次の各号に掲げる事項に関し苦情の申出をすることができる。

- 一 区が実施する男女共同参画施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項
- 二 前号に規定するもの以外の性別による差別等男女共同参画の推進を阻害すると認められる事項
- 2 区長は、前項に規定する苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）に対し、男女共同参画に資するように適切に対応し、処理するものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については苦情の申出をすることができない。
  - 一 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
  - 二 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定のあった事項
  - 三 区議会で審議中又は審議が終了した事項

四 前項の規定による苦情の申出に対し行われた処理に関する事項

#### (男女共同参画苦情解決委員会の設置)

**第十五条** 区長は、苦情の申出を適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画苦情解決委員会（以下「苦情解決委員会」という。）を設置する。

- 2 区長は、苦情の申出がなされたときは、速やかに苦情解決委員会に諮問しなければならない。
- 3 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合は、苦情の申出に係る必要な調査を行い、必要な措置について区長に答申するものとする。
- 4 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合において、必要と認めるときは審議会に意見を求めることができる。
- 5 苦情解決委員会の委員は、三人以内とし、男女共同参画の推進に深い理解と識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。
- 6 苦情解決委員会の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、苦情解決委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第五章 雑則

#### (委任)

**第十六条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 付 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第十条第二項（審議会に係る部分に限る。）、第三章（第十三条第二項第三号の規定は除く。）及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分を除く。）の規定は、平成十八年十月一日から、第十三条第二項第三号、第四章及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分に限る。）の規定は、平成十九年一月一日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている東京都北区アゼリアプランは、第十条第一項の規定により策定された行動計画とみなす。



北区男女共同参画行動計画 第4次アゼリアプラン  
事業実績報告書【平成24年度】

★発行 平成25年11月  
北区子ども家庭部男女共同参画推進課  
北区王子 1-11-1 北とぴあ5・6階  
03-3913-0161 (ダイヤルイン)

刊行物登録番号  
25-1-075



東京都北区  
パープルリボンシンボルマーク